

「帯広市帯広火葬場」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
帯広市帯広火葬場	帯広市川西町西 2 線 25 番地 13

2 指定管理者

株式会社オカモト・帯広ビル管理株式会社共同企業体

代表者 帯広市東 4 条南 10 丁目 2 番地

株式会社オカモト

代表取締役 岡本 謙一

構成員 帯広市大通南 15 丁目 19 番地

帯広ビル管理株式会社

代表取締役 後藤 裕弘

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで